

京都市教育委員会告示第6号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成28年6月21日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立格致小学校の項及び元京都市立有隣小学校の項を次のように改める。

元京都市立 有隣小学校	講堂	407	LED（マルハ ライトランプ 250形相 当）25個 LED 40w形5個 投光器 150w2個	蛍光灯 40w8個	蛍光灯 20w16個	蛍光灯 20w3個	卓子1脚 いす1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机1脚 いす4脚
----------------	----	-----	---	--------------	---------------	--------------	--------------	-----------------------------	-------------

「2 納入すべき費用額」の表を次のように改める。

演説会開催の日時	納入すべき費用額
平日の昼間	8,448円
平日の夜間	26,415円
休日	27,844円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合には、納入すべき費用額に燃料費として410円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納入すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

（総合教育センター学校統合推進室計画課）